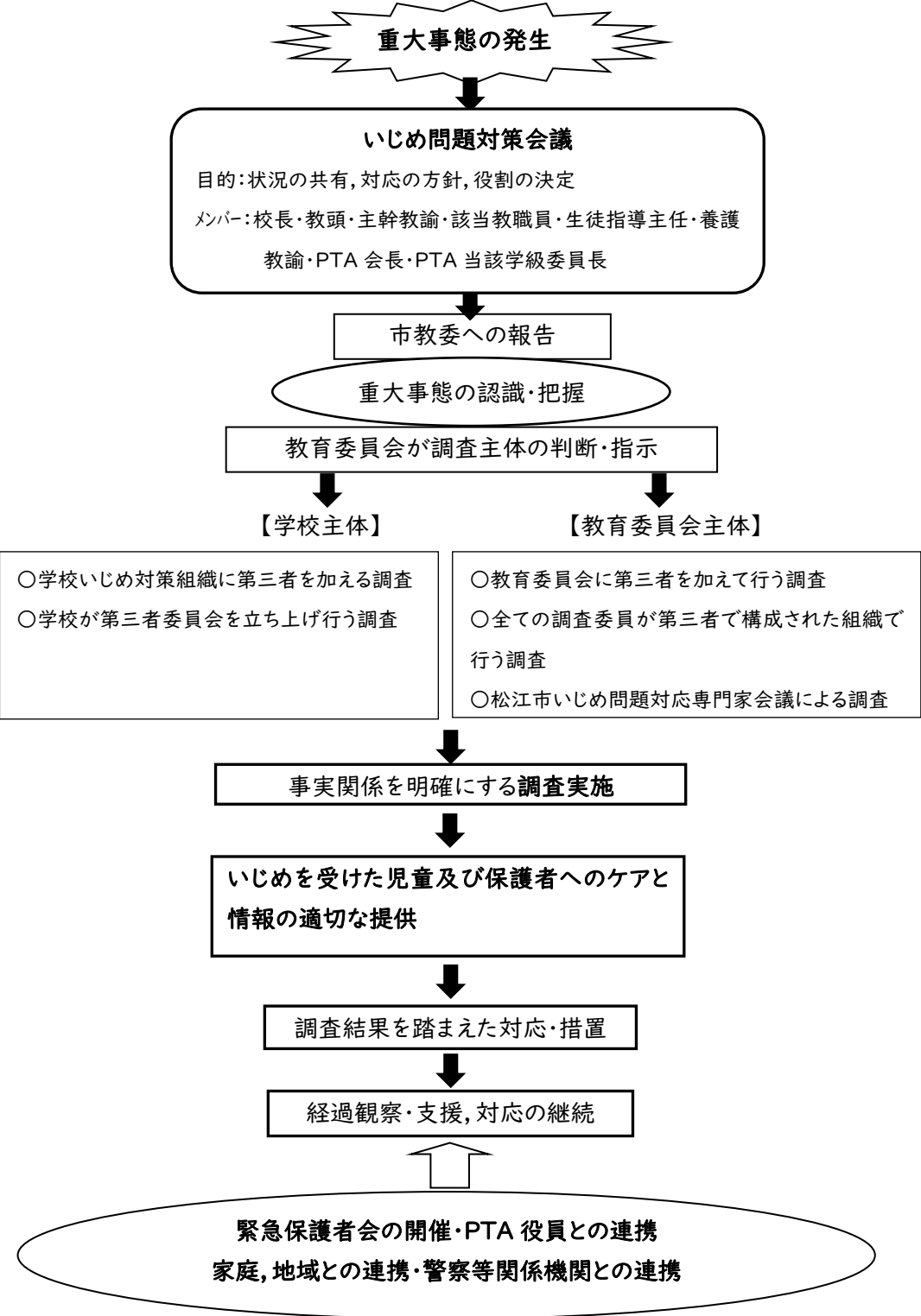




重大事態への対応(チャート図)



※いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和 6 年 8 月 文部科学省)に沿って対応する。

参考《いじめ初期対応の基本》(生徒指導推進室)

- 【さ】 最悪の事態を想定して
- 【し】 慎重に
- 【す】 素早く
- 【せ】 誠意をもって
- 【そ】 組織をあげて

- 相談窓口
 - ・城北小学校 (21-4944 担当:上田)
 - ・松江市いじめ相談電話ホットライン (生徒指導推進室内 55-5048)
 - ・生徒指導推進室(55-5652)
 - ・青少年相談室(いじめ電話相談室 21-7867)
 - ・青少年支援センター(0800-200-2700)
 - ・学校人権教育係(55-5425)
 - ・家庭相談室(55-5484)
 - ・市民生活相談課(伺います係 55-5677)

いじめ解消の判断

- 1 いじめに係る行為が止んでいること
 - ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が,少なくとも3ヶ月は継続している。ただし,場合によっては長期の期間が必要であると判断される場合は,より長期の期間を設定する。
- 2 被害を受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・被害を受けた児童が,いじめのためにより心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
 - ・いじめ解消に至っていない段階では,被害を受けた児童を徹底的に守り通し,責任をもってその安全・安心を確保する。
 - ・解消している状態に至っている場合でも,再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ,日常的に注意深く観察する。